

佐賀型観光プロダクツ造成チャレンジ事業 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 一般社団法人佐賀県観光連盟（以下「当連盟」という。）は、新型コロナウイルス感染症拡大以降、変化した旅の形態や多様化したニーズの中で、佐賀県が旅先へと選ばれるため、佐賀県の自然や文化、食、日常のライフスタイルなど多様な地域資源を国内外の旅行者に向けた商品へと造成及び磨き上げする取組に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その補助金については、本要綱の定めるところによる。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第2条 本補助金の交付対象となる事業及び経費等は、以下のとおりとする。

(1) 補助対象事業者

県内で、国内外の旅行者を対象とした佐賀県への来訪きっかけとなるような新たな観光プロダクツ造成の取組を行う事業者、又は予定する事業者

(2) 補助対象経費は、以下のとおりとする。

- ① 新たな取組や既存の取組の造成及び磨き上げに係る費用
- ② 対象となる取組を情報発信するために係る広報宣伝費
- ③ 専門的分野に係る委託料、招請費等（専門家招へい費、モニター費等）
- ④ プロダクツ造成に直接関係する備品購入費、施設整備・改修費等
- ⑤ その他、連盟の会長が認めるもの

(3) 補助対象外となる経費は、以下の通りとする。

- ① 本事業に直接関係のない経費
- ② 交付決定日の前に発生した経費
- ③ 事業者における経常的な経費（運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、通信料等）
- ④ 実施主体の会食費、弁当代等の飲食費
- ⑤ 本事業における資金調達に必要となった利子
- ⑥ 県の支出基準を大幅に上回る謝金費用

(補助率及び補助限度額)

第3条 本補助金の補助率及び補助上限額は、以下のとおりとする。

(1) 補助上限額

- ① 異業種事業者による連携や事業者、民間団体、地方公共団体等が連携する取組については上限 500 万円
- ② 事業者、民間団体等単体の取組については上限 300 万円

(2) 補助率

補助対象経費全体（税抜き）の4分の3以内

※ 対象経費は消費税抜きの金額です。（算出した額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる）

（支援事業の応募及び選定等）

第4条 補助金の交付を希望する者は、会長が別に定める募集要項により応募するものとする。

2 会長は、審査会を設置し、その審査・選定に基づき、予算の範囲内で事業を決定するものとする。

3 会長は、前項の規定により事業を決定した場合は、事業を行う事業者へ速やかに通知するものとする。

（交付申請）

第5条 前条の規定により事業の決定通知を受けた補助対象者は、交付申請書（様式第2-1・2号）を所定の期日までに会長に提出するものとし、その提出部数は1部とする。

（交付条件）

第6条 補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 本要綱の規定に従うこと。

(2) 事業に要する経費の配分又は事業の内容を変更する場合には、会長の承認を受けること。

ただし、各配分額の3割を超えない額の流用増減であって、補助金額に変更を及ぼさない軽微な変更については、この限りではない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、会長の承認を受けること。

(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は時期の変更を行う場合においては、速やかに会長に報告してその指示を受けること。

(5) 事業により取得し、又は効用の増した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運営を図ること。

(6) 事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了後5年間保存すること。

(7) 2項の規定による変更の承認は、変更承認申請書（様式第3-1・2号）によるものとする。

（交付決定）

第7条 会長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を当該事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第8条 事業者は、事業が完了したときは、実績報告書(様式第3号)に関係書類を添えて、会長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了後1ヶ月以内又は令和6年2月29日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

(額の確定)

第9条 会長は前条の報告を受けた場合においては、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該事業者へ通知する。

(補助金の交付)

第10条 補助金の額の確定を受けた事業者は、交付請求書(様式第5号)を会長に提出しなければならない。

2 この補助金は、会長が必要と認めた場合は、概算払いで交付することができる。ただし、概算払いの額は、交付決定額の2分の1以内とする。

3 前項の概算払いの交付を受けようとする者は、概算払交付請求書(様式第6号)を会長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第11条 会長は、補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、交付決定の全部または一部を取り消し、又はその決定の変更若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 事業を中止したとき
- (2) 事業が期限内に完了しないとき又は完了する見込みがないと認められるとき
- (3) 補助金交付申請書その他書類に虚偽があるとき
- (4) 事業計画の内容が事実と著しく相違したとき
- (5) 予算の執行が不相当と認められるとき
- (6) 事業者が誓約書(様式第1-2号)に規定する事項に該当することが判明したとき
- (7) 補助金を他の用途に使用したとき
- (8) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件若しくは法令に違反したとき

(補助金の返還)

第12条 会長は、補助金の交付を取り消した場合において、補助事業の取り消しに係る部

分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 会長は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第 13 条 補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を会長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 13 条に掲げられたもの
- (2) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）の別表に定められたもののうち前号に掲げるものを除くものであって、1 件当たりの取得額が 10 万円以上のもの

- 2 前項ただし書きの規定による財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の別表に定められた耐用年数とする。ただし、耐用年数が 10 年を超えるものについては 10 年を限度とする。

- 3 第 1 項(1)の財産を処分する場合であって、当該財産の処分により収益が見込まれるときは、前項の規定は適用しない。

(補 則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。